

議第46号

呉市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について  
 呉市営住宅条例の一部を改正する条例を次のように定める。

呉市営住宅条例の一部を改正する条例

呉市営住宅条例（平成9年呉市条例第37号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(入居者の公募の方法等)</p> <p>第4条 市長は、第3項に規定する場合を除き、市営住宅の入居者の公募を次に掲げる方法のうち2以上の方法によって行うものとする。</p> <p>(1) ～(4) 略</p> <p>2・3 略</p>	<p>(入居者の公募の方法等)</p> <p>第4条 市長は、第3項に規定する場合を除き、市営住宅の入居者の公募を次に掲げる方法のうち2以上の方法によって行うものとする。</p> <p>(1) ～(4) 略</p> <p><u>(5) 市ホームページへの掲載</u></p> <p>2・3 略</p>
<p>(入居者の費用負担義務)</p> <p>第22条 次に掲げる費用は、入居者の負担とする。</p> <p>(1) 電気、ガス及び水道に係る料金並びに下水道の使用料</p> <p>(2) 汚物及びじんかいの処理並びに排水管等の清掃に要する費用</p> <p>(3) 共同施設、エレベーター又は給水施設若しくは汚水処理施設の使用、維持又は運営に要する費用（エレベーターの保守点検、給水タンクの定期的な清掃等に要する費用を除く。）</p> <p>(4) 障子、ふすま等の張り替え、破損ガラスの取替え、畳の表替えその他規則で定める修繕に要する費用</p>	<p>(入居者の費用負担義務)</p> <p>第22条 次に掲げる費用は、入居者の負担とする。</p> <p>(1) 電気、ガス及び水道に係る料金並びに下水道の使用料</p> <p>(2) 汚物及びじんかいの処理並びに排水管等の清掃に要する費用</p> <p>(3) 共同施設、エレベーター又は給水施設若しくは汚水処理施設の使用、維持又は運営に要する費用（エレベーターの保守点検、給水タンクの定期的な清掃等に要する費用を除く。）</p> <p>(4) 障子、ふすま等の張り替え、破損ガラスの取替え、畳の表替えその他規則で定める修繕に要する費用</p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、市営住宅の用途を廃止するために当該市営住宅の入居者の公募を停止している場合は、当該市営住宅の入居者が退去の際に負担すべき費用のうち、同項第4号に掲げる費用の全部を免除することができる。</u></p> <p><u>3 第1項の規定にかかわらず、入居者が生活保護法（昭和25年法律第144</u></p>

<p>(届出事項)</p> <p>第29条 入居者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、市長が定めるところにより、届出をしなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>入居者又は同居者</u>について、出生、死亡、<u>転出等</u>による異動が生じたとき。</p> <p>(3) 略</p> <p>付 則</p> <p>1～7 略</p>	<p><u>号) 第6条第1項に規定する被保護者である場合は、当該入居者が退去の際に負担すべき費用のうち、第1項第4号に掲げる費用については、敷金を当該費用に充て、なお不足が生じるときは、当該不足分を免除することができる。</u></p> <p>(届出事項)</p> <p>第29条 入居者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、市長が定めるところにより、届出をしなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>同居者</u>について、出生、死亡<u>又は転出</u>による異動が生じたとき。</p> <p>(3) 略</p> <p>付 則</p> <p>1～7 略</p> <p>8 <u>当分の間、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第3条第1項に規定する特定期間合併関係市町村の区域内の市営住宅に係る第5条の規定の適用については、当該市営住宅の入居者が、現に同居者がいない場合においても、同条第1項第1号に掲げる条件を具備する者とみなす。</u></p> <p>9 <u>前項の規定により、入居者が第5条第1項第1号に掲げる条件を具備する者とみなされた場合においても、入居対象住宅の規格については、第7条の規定を適用する。</u></p>
---	---

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前に生じた入居者又は同居者の異動に係る届出については、なお従前の例による。

(提案理由)

市営住宅の入居者資格である同居者要件の緩和等をするため、この条例案を提出する。